

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 1 7 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接</u> <u>外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（</u> <u>サウナ室のうちテントを活用したものをいう。</u> <u>）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒</u> <u>形であり、かつ、木製のものをいう。）に設け</u> <u>る放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以</u> <u>下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とす</u> <u>るものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は</u> <u>、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しな</u> <u>い場合を除き、建築物等及び可燃性の物品か</u> <u>ら火災予防上安全な距離として対象火気設備</u> <u>等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基</u> <u>準により得られる距離以上の距離を保つこと</u> <u>。</u> <u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場</u> <u>合に直ちにその熱源を遮断することができる</u> <u>手動及び自動の装置を設けること。ただし、</u> <u>薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、</u> <u>その周囲において火災が発生した際に速やか</u>	

に使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。	
2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。	
（一般サウナ設備）	（サウナ設備）
第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <省略> (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。	第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <省略> (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進）	2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進）
第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) <省略>	第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) <省略>
2 <省略> （火を使用する設備等の設置の届出）	2 <省略> （火を使用する設備等の設置の届出）
第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に	第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に

掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)から(6)まで <省略> <u>(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u> (7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7の2) から(15)まで <省略>	掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)から(6)まで <省略> (7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7の2) から(15)まで <省略>
---	---

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。